



No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
5	第4章 住宅政策の基本理念・基本目標・基本方針	60	基本目標や基本方針に盛んに出てくる「住宅セーフティネット機能の充実」についての説明が必要ではないか。前計画の「住宅セーフティネットの確保」とは大きく変わっていると考ええる。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P1) この間、少子高齢化の急速な進展や～など、本市の住生活を取り巻く状況は大きく変化しています。 また、人口減少社会や～強く求められています。 (P1：注釈) 【記載なし】 (P16：注釈) ※住宅セーフティネット 住宅に関わる社会的・個人的な危機に対応する方策、安全策</p> <p>《修正後》 (P1) この間、少子高齢化の急速な進展や～など、本市の住生活を取り巻く状況は大きく変化しています。 また、平成29(2017)年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されるなど、誰もが安心して暮らすことができると期待される住生活の実現に向けて、住宅セーフティネット機能の充実が求められています。 さらに、人口減少社会や～強く求められています。 (P1：注釈) ※住宅セーフティネット 住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。 (P16：注釈) 【削除】</p>	有
6	第4章 住宅政策の基本理念・基本目標・基本方針	60	基本目標1の中にある、市営住宅の計画的な供給・管理による住宅セーフティネット機能の充実とは具体的に何をどうするののか。本来、住宅セーフティネットは公営住宅がその役割を果たすべきだと考えますが、その方針でよいのか。	<p>住宅セーフティネットは公営住宅がその根幹を担っていると考えています。基本方針1-3 (P67)に記載のとおり、市営住宅の計画的な維持・更新を図ることで住宅セーフティネットを確保するとともに、民間賃貸住宅も活用しながら住宅確保要配慮者の居住の安定確保に取り組みまいります。</p>	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
7	第4章 住宅政策の基本理念・基本方針	62	「空き家・空き地の適正管理・抑制・活用」についてですが、核家族化に伴い、離れて暮らす高齢者の家が増え、空き家の増加は今後増加していくと思われ、解体工事費や固定資産税等の関係で、更地にせず、現状のまま空き家として放置する人も少なくないのでは、空き家が増えれば治安も悪くなり、また古い空き家では、老朽化や耐震性の問題も生じます。著しく周辺の生活環境に影響があり、放置することが不適切と認められる管理不全状態の空き家については、早急には難しいと思いますが、解体が促進されるような支援措置の検討も必要ではないでしょうか。	空き家対策については、平成30年3月に策定した「加古川市空き家等対策計画」に基づき、老朽危険空き家の除却にかかわる補助金制度を設けているほか、空き家管理サービスを行う事業者の紹介制度や空き家の適正管理に関する啓発チラシの各戸回覧などを行っているところですが、今後とも管理不足な空き家所有者の把握に努めるとともに、空き家所有者に対しての支援や意識啓発のあり方について検討してまいります。	無
8	第5章 住宅施策の展開	65	各施策の所管課を明記すべきである。	「6-1-1 関連部門との連携」(P77)に記載のとおり、各施策についての関連部門は多岐に渡り、市全体で横断的に連携・協力しながら取り組む必要があることから所管課は明記してまいります。各施策の所管課、関係課は内部資料として把握し、進捗管理してまいります。	無
9	第5章 住宅施策の展開	65	【住宅のバリアフリー化】 高齢者や障がい者の住宅内での転倒等の事故を防止、住み慣れた家で過ごしてもらいたいという思いから、古く、進めるべきである。耐震との問題もあるが、古い住宅に対するバリアフリー化補助を市単独で、県のいまいき住宅助成制度に上乗せ補助することを検討してはどうか。	住宅のバリアフリー化の促進については、誰もが住みやすい安全・安心な住生活の実現のために重要な施策と考えてまいります。具体的な施策については、改修補助も含め検討してまいります。	無
10	第5章 住宅施策の展開	65	【高齢者等に配慮した住宅づくり・暮らし方の普及・啓発】 空き家住宅発生抑制につながるためにも、リバースモーゲージや終身建物賃貸借制度についての情報提供や相続等死亡時の対応相談を強化すべきである。	リバースモーゲージや終身建物賃貸借制度については、高齢者の居住の安定確保に有効な制度と考えています。居住支援の施策として、関係課と協議しながら制度周知を図ってまいります。	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
11	第5章 住宅施策の展開	67	基本方針1-3住宅セーフティネット機能の充実とは具体的に何をどうするかの。 住宅セーフティネットを進めるに当たっては、居住支援協議会を設立することが望ましいとされているが、現体制でその機能が充実するかの。	住宅セーフティネット機能の充実にかかると具体的な取り組みとしては、P67に記載のとおり、市営住宅の計画的な維持・更新や民間賃貸住宅を活用した登録住宅の普及・啓発及び居住のマッチング支援のほか、生活困窮者に対する自立支援、生活保護世帯にかかると代理納付制度の推進などを行ってまいります。 なお、住宅セーフティネット機能の一つとして、居住支援に取り組んでいる関係機関が効果的に連携できる仕組みを検討するため、居住支援体制のあり方について関係機関と協議を進めてまいります。	無
12	第5章 住宅施策の展開	72	【環境に配慮した住宅づくりの促進】 下水道整備区域内の接続率の向上についても記載すべきである。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 《修正前》 (P72) 生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、下水道整備計画区域外の浄化槽設置を促進します。 《修正後》 (P72) 生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、下水道の整備済み区域において水洗化率のさらなる上昇に努めるとともに、整備計画区域外においては合併処理浄化槽の設置を促進します。	有
13	第6章 計画の推進方策	77	【推進体制】 市行政のほぼすべての部門が関わるのであるから、市長又は副市長をトップとした「住生活基本計画推進本部」を設置して進行管理する方が、所管課としても調整がスムーズに行えるのではないか。	ご意見を踏まえ、進行管理体制については、今後の検討課題とさせていただきます。	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
14	第6章 計画の推進方策	77	<p>【推進体制】 推進体制の記載のなかで、「・・・必要があります」ではなく、「・・・を図ります」とすべき。6-1-2も同じ。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P77) 6-1-1 関連部門との連携 このような課題に適切に対応していくためには、～で施策を展開していく必要があります。 6-1-2 市民参画と協働 住宅施策を展開していくにあたって、～協働で取組を進めていく必要があります。</p> <p>《修正後》 (P77) 6-1-1 関連部門との連携 このような課題に適切に対応していくためには、～で施策の展開を図ります。 6-1-2 市民参画と協働 住宅施策を展開していくにあたって、～協働で取組を進めていきます。</p>	有
15	第6章 計画の推進方策	78	<p>【計画の検証】 県の計画等を参考にして、成果指標を設定すべき。</p>	<p>成果指標については、「6-2-2 計画の検証と見直し」(P78)に記載のとおり、「加古川市総合計画」の施策別指標により住宅施策の進捗状況について検証してまいります。</p>	無

